

日本民家園協議会における評価の実施について

1. 趣旨

園長の諮問機関である日本民家園協議会において、今後の園の充実発展に資するため、運営管理・事業全般に対する外部評価を実施する。

2. 外部評価実施の経緯

平成 20 年 6 月に改正された博物館法において、以下の条文が付け加わった。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

これを受け、すでに川崎市市民ミュージアムでは、協議会とは別に「評価委員会」を平成 20 年度から立ち上げた。日本民家園でも第 3 者による外部評価が必要であるが、市民ミュージアムより規模の小さい当園では、協議会と評価委員会の 2 本の会議を運営していくことは、事務局の負担が大きい。従来の協議会では、半年ごとに事業報告・来期の事業計画を報告し、それに対するご意見をさまざまにいただいている。構成員は、学識経験者 4 (建築・民俗各 2)・社会教育関係団体 2・学校教育団体 2・公募市民 2 の 10 名で、すべて外部の方である。そこで、従来の年 2 回を 4 回にして、協議会で外部評価も実施することとした。なお、兵庫県立人と自然の博物館が、博物館協議会に館長の諮問機関の機能と事業に対する外部評価機関としての機能を持たせている。

3. 外部評価実施の目的

- ① 日本民家園の使命を果たすために、園の充実発展に繋がる改善案を探す
- ② 園の独りよがりな運営にならないよう、外部の方(利用者・有識者など)の客観的・率直・公平・多様な意見を聞く
- ③ 評価項目(年度当初案と結果)を公表することにより、広く日本民家園の業務を周知するとともに、実行性を高める
- ④ 評価を毎年継続実施する中で、前年度の評価や改善点を次年度以降に繋げる
- ⑤ ①②③④を通じ、職員・協力者(市民)・関係業者のモチベーションを上げる

日本民家園の評価はABCの評価を下すのが最終目的ではなく、評価審査の過程で出たさまざまな意見や改善案を現場に反映するために行うものである。また、博物館活動は多様であり、数値で測れるもの、質が問われるもの(数値化するのはなじまない)などがある。指標とした数値はあくまで目安であり、目標数値の達成度にあまりこだわることは、却って業務の質を下げることを肝に銘じておかなければならない。また、時代の要請・地域の要請・職員構成などにより、博物館活動に要求されるものは変化するので、評価項目もそれに併せ可変的でなければならない。

4. 日程と内容 別紙参照

日本民家園の使命

日本民家園は、市民の文化・学術・教育の向上に寄与するため、つぎのを行います。

1. 主に江戸時代の古民家を移築復原し、良好な状態で後世に伝えます。
2. 古民家・伝統的生活文化にかかわる資料を調査収集し、展示・普及活動を行います。
3. 日本を代表する民家博物館として、国内外に情報を発信します。
4. 生涯学習やくつろぎの場として、地域に親しまれ必要とされる博物館をめざします。

日本民家園協議会の日程と内容予定(事業評価を含む)

年度	回	平成 21-22 委員	平成 23-24 委員	月	内 容	評価のスパン
21	1	1		7月	新委員委嘱、20事業報告、21事業計画、評価について(21評価表案提出)	21年度事業
	2	2		8月	評価表検討、22事業計画立案に向けて	
	3	3		9-2月	各委員で園視察	
	4	4		3月	21事業報告(中間)、21内部評価(中間)提出、22事業計画	
22	1	5		5月	21事業報告、21内部評価提出、21外部評価検討	22年度事業
	2	6		6月	21外部評価確定、22事業計画、22評価表案提出、23事業計画立案に向けて	
	3	7		7-2月	各委員で園視察	
	4	8		3月	22事業報告(中間)、22内部評価(中間)提出、23事業計画、23評価表提出	
23	1	9		5月	22事業報告、22内部評価提出、22外部評価検討	
	2	10		6月	22外部評価確定、23事業計画、23評価表案提出、24事業計画立案に向けて	
	3		1	7月	新委員委嘱、23事業計画・評価表説明	
	4		2	3月	23事業報告(中間)、23内部評価(中間)提出、24事業計画、24評価表案提出	